

○厚生労働省告示第百三十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の四第七項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十七条第七項の規定に基づき、厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金の運用に関する基本方針（平成十三年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

第二の四の1中「移行ポートフォリオは毎年度策定し、当該年度の運用状況の評価を行う際に公

「移行ポートフォリオは毎年度策定し、策定後遅滞なく公表する。

当該年度の移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産クラスごとに、前年度産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うよう乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成すべきものとする。

末の資
うに、
れるべ
に改め、同四の2を次のように改める。

2 平成十四年度の移行ポートフォリオ

平成十四年度の移行ポートフォリオは次のとおりとする。

なお、国内株式、外国債券及び外国株式の比率については、今後上昇させていくこととなっているため、乖離許容幅に上限を設けないこととする。

(一) 運用資産全体の移行ポートフォリオ

乖離許容幅	±1%	(一) 1%	(一) 1%	(一) 1%	-
移行ポートフォリオ	八十七%	5%	2%	3%	3%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産

(二) 年金資金運用基金の移行ポートフォリオ

乖離許容幅	±5%	(一) 5%	(一) 5%	(一) 5%	-
移行ポートフォリオ	五十一%	二十四%	八%	十四%	三%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産

(注) (一)表は、年金資金運用基金が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。